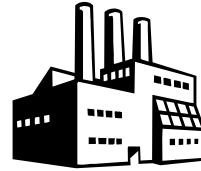


工場敷地



○生産施設面積比率の上限が、業種により
30、40、45、50、55、60、65
のいずれかに決められる。

○その他の施設（駐車場、事務所、研究所、倉庫等）に関する規制はない。

建築基準法の建坪率規制を受ける

○緑地を含む環境施設の面積の割合について

→25%以上（ただし、敷地周辺に15%以上配置）

→25%のうち緑地20%以上。

残り5%は緑地又は緑地以外の環境施設（噴水、水流等の修景施設、屋外運動場、広場、一般公開された体育館、企業博物館等）

◇「地域準則」（法第4条の2）

都道府県及び政令市が、地域の実情に応じて、国が定める範囲内において緑地及び環境施設の面積の割合を独自に設定できる。

<国が定める範囲>

環境施設（含む緑地）・・・10%～35%

緑地・・・5%～30%

◆「市町村準則」（企業立地促進法第10条）

市町村は、一定の要件を満たした場合、国が定める範囲内において緑地及び環境施設の面積の割合を独自に設定できる。

<国が定める範囲>

環境施設（含む緑地）・・・1%～25%

緑地・・・1%～20%

